

## 正誤表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前				訂正後			
入札公告 (説明書)	競争参加資格要件等一覧表				競争参加資格要件等一覧表			
工事件名 東関東自動車道 行方舗装工事				工事件名 東関東自動車道 行方舗装工事				
競争契約の方法 一般競争入札方式				競争契約の方法 一般競争入札方式				
落札者の決定方法 総合評価落札方式 技術提案評価型				落札者の決定方法 総合評価落札方式 技術提案評価型				
評価値の算出方法 加算方式				評価値の算出方法 加算方式				
見積活用方式の有無 無				見積活用方式の有無 無				
入札ボンド 対象				入札ボンド 対象				
履行ボンド 対象				履行ボンド 対象				
JV募集対象 対象				JV募集対象 対象				
審査時期 事前審査				審査時期 事前審査				
工事種別等 必要とする競争参加資格 ①下記に示すすべての工事種別に係る「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。				工事種別等 必要とする競争参加資格 ①下記に示すすべての工事種別に係る「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。				
工事種別等 等級 Ns Ns又はNで構成する2者JV Ns又はNで構成する3者JV				工事種別等 等級 Ns Ns又はNで構成する2者JV Ns又はNで構成する3者JV				
施工実績 対象となる施工実績 平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績				施工実績 対象となる施工実績 平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績				
施工実績 同種工事 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)による舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上の工事 b) 防護柵の設置基準・同解説(社団法人 日本道路協会)に示す車両用防護柵のうち、ガードレール又はボックスビームのうち、いずれかの施工延長が500m以上の防護柵工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。 特定JVの代表者にあっては「同種工事a」を、特定JVの代表者以外の者にあっては「同種工事a」又は「同種工事(緩和)a」の施工実績を有すること。「同種工事b」は特定JVのいずれかの構成員が有すればよい。 なお、すべての構成員が2者JVの場合は30%以上、3者JVの場合は20%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。				施工実績 同種工事 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)による舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上の工事 b) 防護柵の設置基準・同解説(社団法人 日本道路協会)に示す車両用防護柵のうち、ガードレール又はボックスビームのうち、いずれかの施工延長が500m以上の防護柵工事 a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 特定JVの代表者にあっては「同種工事a」及び「同種工事b」を、代表者以外の者にあっては「同種工事a」又は「同種工事(緩和)a」及び「同種工事b」又は同種工事(緩和)b)の施工実績を有すること 共同企業体(甲型)の構成員としての同種工事の施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る				
施工実績 同種工事(緩和) a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b) 防護柵の設置基準・同解説(社団法人 日本道路協会)に示す車両用防護柵のうち、ガードレール又はボックスビームのうち、いずれかを施工した防護柵工事				施工実績 同種工事(緩和) a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b) 防護柵の設置基準・同解説(社団法人 日本道路協会)に示す車両用防護柵のうち、ガードレール又はボックスビームのうち、いずれかを施工した防護柵工事 特定JVの代表者にあっては「同種工事a」及び「同種工事b」を、代表者以外の者にあっては「同種工事a」又は「同種工事(緩和)a」及び「同種工事b」又は同種工事(緩和)b)の施工実績を有すること 共同企業体(甲型)の構成員としての同種工事の施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る				
設計業務等の受注者 業務名 東関東自動車道 麻生～北浦間舗装詳細設計 受注者名 三井共同建設コンサルタント(株)				設計業務等の受注者 業務名 東関東自動車道 麻生～北浦間舗装詳細設計 受注者名 三井共同建設コンサルタント(株)				
施工管理業務の受注者 業務名 保全点検業務等に関する細目協定 受注者名 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング				施工管理業務の受注者 業務名 保全点検業務等に関する細目協定 受注者名 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング				
施工管理業務の受注者 業務名 東関東自動車道 鹿行地区施工管理業務 受注者名 信和設計(株)				施工管理業務の受注者 業務名 東関東自動車道 鹿行地区施工管理業務 受注者名 信和設計(株)				
その他 -				その他 -				
継続契約方式の対象 対象外 初工事名 - 対象となる後発工事名(その1) - 対象となる後発工事名(その2) -				継続契約方式の対象 対象外 初工事名 - 対象となる後発工事名(その1) - 対象となる後発工事名(その2) -				
契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】								
資格要件 資格要件 主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：舗装工事業 なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。				資格要件 資格要件 主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：舗装工事業 なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。				
契約履行要件(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 同種工事 配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 現場代理人、主任技術者、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。 さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。				契約履行要件(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 同種工事 配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 現場代理人、主任技術者、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。 さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。				
その他 -				その他 -				
契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】								
資格要件 資格要件 主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：舗装工事業 なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。				資格要件 資格要件 主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：舗装工事業 なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。				
契約履行要件(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 同種工事 配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 現場代理人、主任技術者、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。 さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。				契約履行要件(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 同種工事 配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求め る項目 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 現場代理人、主任技術者、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。 さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。				
その他 -				その他 -				